

2021年4月18日改定  
医療情報技師育成部会

## 医療情報技師ロゴマーク使用規則

医療情報技師のロゴマーク（以下、ロゴマークという）使用について、以下のとおり、使用規則を定める。使用する場合は、本規則に同意し、本規則に則って使用しなければならない。

1. ロゴマークは、その資格を有する者のみが使用できる。当該資格を喪失したときは、即座にその使用を中止しなければならない。
2. ロゴマークは、第三者に譲渡、または貸与してはならない。
3. ロゴマークの使用は、名刺（電子名刺を含む）、電子メールの署名に限定する。
4. ロゴマークを使用するにあたっては、デザインの変更を行ってはならない。また、色はそのまま、もしくは単色の黒のみとする。
5. ロゴマークの使用にあたっては、医療情報技師育成部会のホームページから申し込みを行い、ダウンロードして使用する。申し込みを行える者は、原則として、個人とする。
6. ロゴマークの使用料は無料とする。
7. 本規則に違反した場合、ロゴマークの使用を禁止する。